

北海道告示第 11193 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により市町村から徴収した意見の概要は、次のとおりである。

令和 5 年 8 月 24 日

北海道知事 鈴木 直道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サツドラ白老末広町店

白老町末広町 1 丁目 622-1 の内 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹

札幌市東区北 8 条東 4 丁目 1 番 20 号

3 市町村から聴取した意見の概要

(1) 新設店舗では、取扱商品として災害時の応急物資となる物品を有することから、災害時における応急物資の供給の協力に関する協定の締結を要請する。

(2) 新設店舗付近では、児童・生徒や高齢者等の徒歩もしくは自転車による通行があることから、建設工事及び店舗営業に際し、安全管理への十分な配慮を要請する。

4 意見の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 5 年 8 月 24 日（木）から令和 5 年 9 月 25 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで